2022 年 9 月 5 日

会員各位

臭気判定士会

コロナ禍におけるパネル管理について

8 月 25 日に臭気判定士会の理事会が開催されました。その場でコロナ禍におけるパネルの管理について話題となりました。そこで、公益社団法人におい・かおり環境協会に確認致しました結果をお知らせ致します。

① 新型コロナウィルスに罹患したパネルの嗅覚管理について

パネルの管理（第 7 版 嗅覚測定法マニュアル P11）に、「有効期限内であっても、病気や事故等により嗅覚の異常が懸念される場合には、適宜再検査を行う必要がある。」と記述されています。このことから、罹患した人に嗅覚異常が懸念される場合には、各測定機関で適宜検査して確認する必要があります。

② 検査に用いる基準臭について

悪臭防止法では、5 基準臭と決められているので、罹患した人も 5 基準臭で合格すれば問題ないと考えられます。

現在の T＆T オルファクトメーターに決定するに当たり、10 種類（第 2 版 嗅覚概論 P70）のにおいが選定され前段階で検討されていますが、仮にこの 10 種類の基準臭を用いて確認したとしても、合否基準も明確化されていないことや罹患前のデータもないため、判断できないことが考えられます。

③ 罹患した可能性のある方（知らない間に罹患し、無症状で気が付かないなど）について

①と同様ですが、無症状で気が付かないパネルに限らず、判定試験を実施して、閾値が高くなっているのではないかと判断される場合は、5 年や 3 年の有効期限内に限らず通常管理として、パネルの再検査をすべきと考えられます。

④ 罹患後の体調管理について

罹患後、ある程度回復しても集中力がないなどの場合、「パネルの要件と選び方」（第 7 版 嗅覚測定法マニュアル P10）にあるように、仕事に対して意欲的であることが強く望まれること、また、以下の 4 項目に該当する者も除くことが決められています。

ア)当日風邪等で嗅覚に影響のある者

イ)その他体調の悪い者

ウ)精神的に落ち着かない状態にある者

エ)調査対象事業場に対し利害関係のある者

これらのことから、現在の嗅覚測定法マニュアルに沿って考えれば、特別な対応マニュアル等は必要ないものと考えられます。

以上